

## 第17回山形県環境影響評価審査会議事録

- 1 日 時：平成24年12月3日（月）午前9時30分から午後3時30分まで
- 2 場 所：県庁701会議室（審査）、中山町大字土橋地内（現地調査）
- 3 議 事：
  - (1) 「板谷最終処分場6・7ブロック増設計画環境影響評価方法書」に係る山形県環境影響評価審査会の意見について（室内審査）
  - (2) 「中山町鬼ヶ沢一般・産業廃棄物最終処分場設置等（増設設備）事業」現地調査
- 4 出席者：野堀 嘉裕 会長、阿部 修 委員、大山 弘子 委員、小田原 伸幸 委員、後藤 三千代 委員  
中島 和夫 委員、早野 由美恵 委員、東 玲子 委員、柳澤 文孝 委員（9人）  
（事務局）  
出井課長、吉崎課長補佐（環境影響評価・温泉保全担当）、外山環境影響評価主査（兼）温泉保全係長
- 5 説明者：ジークライト（株）加原代表取締役、重野室長ほか 計5人
- 6 傍聴者：3人
- 7 現地調査：中山町大字土橋地内（午後12時30分から午後3時30分まで）
- 8 議事内容（午前9時30分から午前11時46分まで） 議長：野堀会長

（事務局） 委員の皆様がおそろいになりましたので、ただ今から、第17回山形県環境影響評価審査会を開催します。私は、本日の進行を務めさせていただきます、みどり自然課の吉崎と申します。それでは、まずはじめに、山形県環境エネルギー部みどり自然課の出井課長からご挨拶を申し上げます。  
（出井課長あいさつ）

（事務局） 本日、古山委員、横山委員のお二人の委員が都合により欠席となっています。委員11人中過半数を超える9人の出席をいただいておりますので、山形県環境影響評価条例第45条第3項の規定により、本日の審査会は成立することをご報告いたします。  
今日は、前回出席されなかった早野委員が出席されていますので、もう一度事務局から委員の皆様をご紹介させていただきたいと思っております。次第の次のページの名簿に基づきご紹介させていただきます。  
（委員：名簿の順番で紹介）  
それから、事務局の職員を紹介いたします。  
（事務局紹介）

ここで、資料の確認をさせていただきます。本日お配りした資料は、審査会次第と出席委員名簿、資料一覧表、資料として資料1から3まで、それから参考資料となっております。また、午後からの現地調査となる「中山町鬼ヶ沢一般・産業廃棄物最終処分場設置等（増設設備）事業環境評価方法書」に対し、事前に委員の皆様からいただいた質問と回答をまとめた資料も添付しております。なお、資料1から3及び参考資料1と2については、事前に皆様にお送りしているものと同じ資料です。それから、2つの案件に係る方法書については、本日お持ちいただいているところです。以上ですが、もし、お手元がない資料がございましたらお知らせください。

それでは、山形県環境影響評価条例第45条第2項の規定により、ここからの議事運営は、野堀会長をお願いいたします。

（議長） 山形大学農学部の野堀と申します。会長を仰せつかっておりますけども、不慣れなもので皆さんご協力よろしくをお願いいたします。地球温暖化と言われているわりには今年も雪が多そうですし、月山道今日越えてきましたけれども、アイスバーンになっていて、また、今年の冬もまた寒いのかな、雪が多いと演習林も大変だなと思いつつ山形までやってきました。地球温暖化自体がどのような影響を及ぼすのかよくわかりませんし、それから、雪が多そうだという現象自体がこの環境影響評価に関しては非常に大きなインパクトがあるんだろうと思います。ですから、我々の仕事は、単にうわべだけの問題ではな

くて、どこまできっちりできるかということをやっつけていかなければならない立場にあるというふうに強く感じた次第です。皆さんのご協力をお願いいたします。

それでは、事務局から本日の審査会の日程と進め方について説明してください。

(事務局) それでは、本日は、「板谷最終処分場6・7ブロック増設計画環境影響評価方法書」に係る審議と「中山町鬼ヶ沢一般・産業廃棄物最終処分場設置等（増設整備）事業」に係る現地調査を行っていただきます。

まず、はじめに、午前11時30分まで「板谷最終処分場6・7ブロック増設計画環境影響評価方法書」に係る審査会としての意見の審議を行っていただきます。この案件につきましては、9月19日に審査会としての現地調査を行っており、また、10月23日付けで、山形県知事から山形県環境影響評価条例第10条第3項の規定により、環境保全の見地から本審査会の意見を求められているものです。引き続き、昼食・休憩時間をはさんで、午後からは、株式会社キヨスミ産研が計画しております「中山町鬼ヶ沢一般・産業廃棄物最終処分場設置等（増設整備）事業」の方法書に伴う現地調査を行います。終了時間につきましては、県庁に到着する午後3時30分を予定しております。なお、午前の審議が終了した後、あらためてご案内いたします。

午前の「板谷最終処分場6・7ブロック増設計画環境影響評価方法書」に係る審査会の意見ですが、質疑応答の資料のほか、米沢市、福島県知事からの意見等が出てきておりますので、そちらも参考に、概ね午前11時20分から25分を目処に、知事への答申意見をご審議いただきたいと思います。

なお、本日は、事業者であるジークライト株式会社の担当者に来ていただいております。別室で待機をしていただいております。必要に応じて説明又は質問への回答をお願いすることにしておりますので、よろしくをお願いいたします。

(議長) わかりました。なお、この会は原則公開となっているのですね。

(事務局) そうです。

(議長) 傍聴を希望してらっしゃる方がいらっしゃるようですが。

(事務局) 今回の審査会は、環境影響評価審査会の公開の取扱いにより公開となっております、ホームページでもアップしております。本日、3名の方が傍聴を希望していますがいかがいたしますか。

(議長) 事務局より傍聴希望者の入室について提案がありましたが、入室許可ということで異論はありませんか。

(委員) よろしいです。

(議長) 異論が無いようですので、入室を許可することとしたいと思います。事務局、よろしく願います。

(事務局) それでは、傍聴される方をご案内しますので、少々おまちください。

(傍聴者入室)

(議長) 会議に入る前に、議事録署名人を指名いたします。今回は、阿部委員と後藤委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(阿部委員)

後藤委員) はい。

(議長) よろしく願います。では、審議に入ります。議題は「板谷最終処分場6・7ブロック増設計画環境影響評価方法書」に係る山形県環境影響評価審査会の意見についてです。審議の途中で事業者からの説明が必要になった場合は、そのつど又は一括して説明、回答していただくこととしております。よろしいでしょうか。

それでは、まず、はじめに、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) それでは、お手元の資料で説明をさせていただきますが、傍聴者の方にお渡ししている資料につきましては、一部、内容等の関係から入っていない資料もありますのでご了承ください。

まず、資料集の11ページの資料-3をお開きいただきたいと思います。また、参考資料の2ページ

目「環境影響評価手続きの流れと標準的な期間」も併せて参考にご覧ください。

それでは、今日は短い時間の中で審議いただくこととなりますので、まず、必要なところを事務局から説明させていただきます。皆様からは、前回の審査会での質問とジークライトからの回答、その後何人かの委員の先生から再質問、再々質問ということとさせていただいておりそれに対する回答もお送りしています。資料2として付けておりますので、必要に応じてご覧ください。

それでは、資料3から説明させていただきます。資料3につきましては、米沢市長及び福島県知事からの意見となっておりますが、こちらのほうを簡単に説明させていただきます。

(資料3の内容及び補足説明)

(議 長) ありがとうございます。現地調査に私たちが行った後に、米沢市と福島県からの要望等が出てきましたが、かなり重要な項目があると思います。これを含めて、みなさんから再度、ご意見、ご質問等をお願いしたいと思います。

(阿部委員) まず、3ページで、私が現地で処理場での気象データがありますかと質問したところ、降水データについては30年分保管してありますと回答があり、そのあと、ほかの委員の方から質問があって、6ページの再々質問の2番のところで、準備書で修正し反映しますとの回答があります。これは、この文言を入れるだけということなんでしょうか。それより、具体的なきちんとした気象データをお示しいただいたほうが私は良いと思います。要は、方法書には、米沢市の平成22年のデータしか入っていない。これは、私の記憶するところによると、平成22年はわりと雪の少ない年でした。正しく評価するためには、平年値を、できれば最大値、最小値というのがあればいいんですけども、そういった気象データがきちんとあるわけですから、そこをちゃんと表示してもらわないと、正しい評価ができないのではないかと思います。それをお願いしたいと思います。

(議 長) 12ページの2の(3)のエの福島県からの意見、要望も類似した内容かと思えます。ここでは、平年値を使えとは言っていないのですが、近年の異常気象を考慮しと言っているのです、非常に重要なところですか。事務局、いかがでしょうか。

(事務局) これにつきましては、大山委員からも意見をいただいているところです。特殊な気象データではなく平年的なデータを使用するということですか。

(阿部委員) かなり、米沢とは違うと予想されると思います。降水量が多いと浸出水は薄められると思いますが、それだけ処理水の流量が増えますから、処理能力を超えてしまう危険性が出てきます。

(議 長) これは、事業者にこういう要望があったので、対応してくださいと伝えるということですか。伝えるということは、そうなるということですか。

(事務局) 事業者が、今回いただいた意見に対し後ほどの回答でこう考えていますということとをきちんと提案していただくということになります。

確認ですが、これについては、方法書の3-3ページの表に関してということによろしいですか。

(阿部委員) そうですね、これが今、平成22年の表しか入っていないですね。確かこの年は雪が少なかったけれども、次の年はこの倍くらい降っていますので。

(事務局) この部分については、事業者で修正することを検討しているようです。

(阿部委員) そうですね、それは、ちゃんと示してもらわなければなりませんね。

(議 長) ほかに、ご質問、ご意見等お願いします。

(柳澤委員) 福島県の意見の12ページ、評価手法というところで(2)大気質の1項目、それから、水環境のAとBの3つの項目に関連しますが、融雪剤としてどういうものを使っているかということですか。融雪剤ですから溶けるわけで、それが地下水に入ってどういう動きを示していくかよくわかりませんが、地下水に入った場合は、すぐ影響が出るのか、何年かして影響が出てくるのか、この場合わかりません。例えば、蔵王の場合だと、融けてから馬見ヶ崎川まで来るのに、半年から1年かかるという若干タイムラグがあるわけで、そのような融雪剤の影響はどうかというのがあります。

(議 長) 柳澤委員から今出たことは非常に重要なことかと思うのですが、事務局、どういたしましょう。

- (事務局) 今、柳澤委員から出された質問については、前回の現地調査のときに資料2ページの8で、加原社長からの回答で、融雪剤は塩化カルシウムを使用しており、使用量も少なく周辺の植物も枯れたことはないとの回答があります。
- (柳澤委員) それは、出ですぐの影響ですよ。地下水に入ってタイムラグがあるからということ。今までないということですから、地下水に入って出てきても、たぶん、影響がないのか、蓄積中でこれから出るのか分かりませんが、そういうところはどうかというところが疑問です。
- (議長) タイムラグを考慮した調査をなさйтеということですね。
- (柳澤委員) どのくらいのタイムラグを考えるのか、例えば、1年くらいだったらもう結果は出ているわけです。融雪剤の動きがどうなっていて、それが、半年、1年、2年だったら結果が出るので良いのですが、10年、20年とういように、もっと長い時間を考えているなら話は別です。表面から流れ出るもの、地下水として中に入って出てくるものについてはどう考えるのか、ということ。
- (議長) この意見については、事務局のほうとしては、事業者への意見に反映してもらおうということになるのでしょうか。
- (事務局) 地下水への影響について、きちんと対応してもらおうようお願いするということになると思います。委員会のご意見ということであれば、そのような対応となります。
- (小田原委員) 午後から見るキヨスミ産研も同じなのですが、増設となると、既存施設の影響と併せての評価となり難しくなると思います。項目によっては、もともとの状況が分からない項目と把握できる項目があると思います。既存施設の現状の影響を排除したもとの状態はわからないわけです。そうすると、水質で言えば、出てくる水質とプラスされて出てくる水質しかわからないわけです。全般にですが、そのあたりをどのように評価するのかということ項目ごとに設定しないと、方法書としてどうするのかわからなくなります。
- (議長) 現実としては、調べますというしかないのですが、それがどのように反映されるのかは、増設になっているので調べている過程で見えるという風には書いてあるのですが、それでは、審査会としては困る。
- (阿部委員) そうですね。それでは方法が見えないです。新設の場合は、明らかに現状をみて比較するのですが、増設の場合は、元の状態がわからないし、現状に対して影響がないからやらないというのがありますし、元の状態が推定できれば、そのときと既設を含めてどう評価するかになります。水質、たとえば先ほどの融雪剤については、もうすでに影響が出ていて、それが現況として把握してそれが増減するかという評価となるわけです。
- (柳澤委員) タイムラグは別ですね。タイムラグが半年、1年なら問題はないが、もっと長いなら問題は生じると思います。現状でどうなっていて、観測された期間に影響がなかったとは誰も言っていない。
- (議長) 例えば、引用文献などの根拠はどこかで示さなくてはならないですね。
- (柳澤委員) 半年か1年くらいだと思いますが、例えば20年後に出ましたということでは困ります。
- (議長) 同じ趣旨として、1の(3)で福島県からも既存の処分場も含めた環境への影響についての予測、評価等の要望がありました。私たちの審査会の調査でも気になったところで、どの部分を考えてらよいか議論したところですが、相当難しいと思います。どのように方法書に反映させたらよいか。
- (阿部委員) これまで何ブロックか増設してきましたが、そのたびに出てくるもとのデータがあるわけです。1ブロック増設されればこれくらい数値が変化するというデータがあれば、今回6・7ブロックと増設したときに処理能力があるかを、福島県の意見にもあるように定量的に、時系列により将来を予測し、処理能力があるとしてもらえばよいと思います。
- (議長) 委員個人としても同じ意見です。時系列の数値を根拠として示すことで方法書も読みやすくなりますし、説得しやすくなります。
- (議長) 11ページの1の(6)で福島県から示された遮水工の選定根拠、破損等の緊急時の措置については、本審査会では議論してこなかったところですが、この点について何かご意見をお願いします。
- (後藤委員) これについては、現地調査で同じような質問したところ、大丈夫ですとの回答がありました。福島

県からは、それ以上の指摘がされていると思います。

(議 長) この点について、事業者はどのように対応するのか、事務局としてはいかがでしょうか。

(事務局) これについては、のちほどこの場で事業者を確認するということではいかがですか。

(議 長) そのようにします。

(事務局) 併せて、先ほど柳澤委員から出された地下水への融雪剤の影響についての質問について、この場で事業者を確認するということではいかがですか。

(議 長) 13 ページのきの福島県からの意見と関連して、柳澤委員から再度、地下水への影響について、事業者に先ほどの質問をしていただきたいのですが。

(柳澤委員) わかりました。

(阿部委員) 6・7ブロック増設時の堰堤の強度については、皆さん心配するところだと思います。前回の調査で埋立地の沈下量を測定しているかどうか確認したところ、しているという回答でした。不等沈下は危険なのですが、沈下速度のデータがあればそれを示してもらい、沈下が徐々に緩慢になるのであればそれで問題ないと判断できますし、逆に沈下量が増えたり、場所によってデータが異なれば問題があるとなるので、そのあたりのデータを示してもらえればよいのではないのでしょうか。言葉だけでなく、今、落ち着いているのでこの上に築堤しても大丈夫というデータを示してもらいたいです。

(議 長) これについては、事務局いかがでしょうか。

(事務局) これについても、データを明確に示してもらうことについての事業者の対応を確認するということではいかがですか。

(議 長) これについても、事業者から来ていただいて確認をします。

(中島委員) アスベストの問題は起こらないのですか。今、古い建物の現場から発生していて、処分場ではそれを、シートで覆って外にもれない完全な形で廃止はしていると思いますが、それがどういうところに処分されているのか、袋づめざれてそのままどンドン捨てられているとすると、飛散したりするのが心配です。その対策はどうなっているのですか。

(議 長) 事務局どうですか。

(事務局) これについては、資料9ページの8の質疑応答で、事業者から環境影響評価の範疇ではないとの回答を受けています。

(議 長) これは、評価項目に入っていないということですか。

(事務局) 入っていません。

(東委員) この質問は、私がしたもので、同じくキヨスマ産研の方法書についても質問をしていますが、やはり、評価項目はないのですが、飛散防止対策を施したうえでの埋立てとなるので、影響はありませんという回答を受けています。廃棄物に関しては、その問題は無いという前提で運ばれてくるということですね。

(事務局) 廃棄物の規準を満たした処理となっていると思いますが、なお確認します。

(議 長) 今日、事業者を確認するということにします。

(柳澤委員) 前回の調査で、トラックから廃棄されているものがあり、それがアスベストだという現地の担当者の説明でした。その時は、周りで作業している人が大変だなと思っただけだったのですが、今のご意見にもあるように考えたほうがよいと思います。

(小田原委員) ジークライトは、廃石綿も受入れ項目としてすでに搬入していますので、適正に処理されたものを搬入してそれに応じた埋立て方法をとっているということですから、覆土すれば掘り返さない限り外に飛散しないということではよろしいかと思います。

(議 長) そのため、評価項目に入っていないということですね。

(小田原委員) 通常は入れません。震災関連の廃棄物は混入となるので、その場合は問題となると思います。

(議 長) この点については、事務局はどう考えますか。

(事務局) 事業者を確認したいと思います。

(議 長) 埋めてしまえば、大気中に飛散することもないし、地下水に出てくることもないということですね。

影響評価項目に入っていないこと、その理由の裏づけがないということに審査会が疑問を持っているということですので、これについては、事務局から何らかの段階で回答をください。

(議 長) 福島県の意見の中で、調査マニュアルが改正された場合できる限り最新の知見を取り入れるよう要望がありますが、どのような場合ですか。

(事務局) 主務省令の改正に基づく県の技術指針の改正などが想定されます。そのほかにも、調査手法の指針など関連するものがあれば考慮してくださいということです。

(早野委員) これまで、トラックの台数と往復回数によって、道路が傷む現状を見てきました。今回どのようなルートを通してトラックが出入りするの、また、それによりどのような影響があるのかを今回の審議会で審議する必要があると思います。道路は、トラックのトン数によっては相当傷みますし、それにより景観への影響とか崩落とかの危険性を生じますので、搬入経路を確認する必要があります。

また、近道を通ることもあり、その場合、その道路がトラックが走行する構造となっていない場合もありますので、現状はどうなのでしょう。

(東委員) 方法書 2-32 に経路が出ています。

(議 長) 一日に走行するトラックの台数は決まっていたと思います。それ以上は走行できないことになっています。今の件について、事務局としてはどうですか。

(事務局) 道路構造の話がありましたので、その点は、事業者を確認する必要があるかと思います。

(東委員) トラックの走行に関しては、米沢市や福島県からの意見にもありますが、大型トラックが走行することによる一般住民への影響、通学路への影響、また、途中から分かれて温泉に行く道路がありますが、温泉の利用者にとっては、そこに行くまでの共用となる部分があるので、その点で十分配慮してもら必要があります。

(事務局) これについては、資料 11 ページに米沢市長からの意見もありますので、事業者には十分伝えていく必要があります。

(柳澤委員) パンフレットの裏面にわかりやすい図があります。どこを通過してどこにウエイティングエリアがあるとか示してあります。搬入は、福島、山形両側から来るとありますが。

(議 長) このあと、ジークライトの環境影響評価方法書についての審査会での協議はできるのでしょうか。

(事務局) 今回が最後です。

(議 長) みなさまからは、できるだけ忌憚のない意見をぜひお願いします。

各種の専門家の先生がいらっしゃるので、その立場からの意見をお願いします。

(阿部委員) 堰堤の構造ですが、方法書 2-9 によれば、十分な安定性を有する構造としか記載されていないのですが、具体的に、地震がきたとしても崩れないようななどのような工法とするのかを示してもらいたいと思います。下部はセメント安定処理工法で改良するというのですが、土を積み上げただけの構造でいいのか、その中に何か構造体みたいなものを入れなくてもよいのかなど、そのあたりの説明をしていただきたいと思います。

(事務局) 今日、この場での説明ということですか。

(阿部委員) そうです。これまでは、既存の岩盤の上に作るだけなのでよかったのですが、これからは、埋立地の上に設置するのでこれまでと違う工法としないと心配です。

(大山委員) 資料の 13 ページ (5) のイに、重要種に配慮することとあるのですが、重要種だけではなく、地域の生物多様性を確保することにも配慮しなければならないと思います。それから、11 ページの第 2 の 1 (4) で処分場廃止後の緑化計画や維持管理計画等についても準備書に記載することとあるのですが、緑化計画にあたっては、他地域から持ち込まれる種を含めた外来種では多くの弊害があるので、地域の生物多様性に配慮した緑化計画にしていきたいと思います。

(議 長) 遺伝子汚染が起きないように、生物多様性の確保に配慮するということですね。

(東委員) そのことと関連してですが、50 cm 覆土するということが計画にないわけで、いずれ周辺と同じ森林に誘導するのであれば、覆土の仕方も変わってくるのではないかと、それを共用後のどこまで環境影

響評価で検討していくのでしょうか。

(議 長) これは、事務局から回答をお願いします。

(事務局) 環境影響評価として供用後の先まで審査していくことはできません。なお、時間的に、将来どの時点までを予測し評価するというものはありませんので、可能な限り将来の影響等を予測・評価し、必要があれば保全措置を検討することになり、それに対して審査会の意見を述べることとなります。

(早野委員) 審議の中でいろいろな意見が出るわけですが、今後の経過の中で、どのような変化が出たかというのを、1年に1回とか、2年に1回とか審議会へ報告がなされるのか、又は、環境がどのように変化しているのかという調査(モニタリング)を行うことができるのでしょうか。また、これに伴う、県の立入検査などの権限があるのですか。

(事務局) 環境影響評価手続きとして、事業実施後に立入検査等で意見等を述べることはできません。

(議 長) 省令が変わるためにはどこからか意見が聴取されて変わっていくので、この審査会が知事への答申をする場合に付帯事項として、将来、こういう項目を付け加えての方がいいというような意見を提案し、それで省令が変わっていくということであれば、審査会の意見も反映されると思うのですが。

(事務局) 規則等が改正される時は、パブリックコメントとして意見を求めるわけですが、意見が出れば考慮されることもあります。

(後藤委員) 土を50cm盛って森林に戻すという話がありましたが、それが、森林に復元できる要件となっているかどうか、森林に再生させるのに問題がないかどうか、そういう意見をこの審査会で言うことはできると思います。

(事務局) 今の段階での予測されるということで、そういう意見は提案できます。

(議 長) 覆土50cmが森林に復元できる要因として十分かどうか、たぶん文献はあると思います。森林の立場から言うと、不自然な数値ではありません。もしそういう文献があるなら出してくださいということは可能です。

今までのご意見を事業者を確認するには、そろそろ時間と思います。

事務局で、これまで出された事業者への質問事項について確認できてますでしょうか。

(事務局) もう一度確認させてください。

まず一つは、地下水への融雪剤の影響ですが、地下水として出てくるまでのタイムラグを想定したうえで、予測、評価等を行うこと。

次に、既設堰堤の地盤沈下データなど、増設箇所の堰堤の安定性を裏付けるデータを掲載すること。

次に、近年の異常気象から、気象概要を示すデータとして、平年値それから期間の最大、最小値を示すデータをもって示してもらいたいという意見。

次に、アスベストの処理についての確認。

次に、覆土50cmが森林復元の十分な条件になっているかどうか、その根拠等についての確認。

次に、道路構造として、トラックの運行に十分な構造となっているか。

次に、緑化計画にあたっては、地域の生物多様性の確保に留意するとともに、地域外から持ち込まれる種を含め外来種を使わないよう配慮することも必要。

(大山委員) それについては、要望ということで結構です。

(阿部委員) それから、評価項目によって既存の施設の影響をどう考え評価していくかという整理の仕方です。

(小田原委員) 動植物については、すでに改変された部分についての影響は現状ではわからないので、増設の影響を評価することになると思います。大気質など連続して出てくるものは、それを評価することになるので、評価項目に応じてこうしますということを適切に方法書に書いていただきたいと思います。

(後藤委員) それから、遮水工の選定根拠と破損時の緊急措置に関する質問です。

(議 長) それでは、このあたりで事業者に入室していただきます。

(事業者、入室)

(事務局) 回答いただく前に自己紹介をお願いします。

(ジークライト加原社長から順次、自己紹介)

(議 長) 前回現地見学させていただきまして、ありがとうございます。環境影響評価審査会でいくつかの意見が出されておりまして、直接確認したいのでご協力をお願いします。

それでは、事務局で質問事項を確認してください。

(事務局) (1) 遮水工の選定根拠と遮水シート破損等の緊急時の対応はどのようになっているか。

(ジークライト加原社長)

遮水シートの選定根拠ですが、現地が高所にあるということから、ゴムシートが比較的溫度差の影響を受けないということで、伸び率より引っ張り強度を重視し、メッシュの補強入りシートを採用しています。そのため、伸び率は若干通常シートより低くなっています。引っ張り強度を優先しています。緊急時の処置ですが、遮水構造として底盤に施工したベントナイト層及びセメント層の30cmの混合層により、万シートが破れた場合でも、それより下に浸透しないという構造になっています。

遮水工は底面とのり面とがありますが、底面のほうが水圧が高いので、底面のみそのような構造としています。のり面につきましては、地山に直接接触することがないように、布職布を厚さ1cm敷いてその上に遮水シート、その上に、5年ほど放置しておくことから耐候性の高い不織布を施しています。

平成6年の許可当時のものですので、検知システムはありません。

(議 長) ただ今の回答に対して、質問等はありませんでしょうか。

地下水ではなく、河川に放流する水についてはチェックされていますか。

(ジークライト加原社長)

上下流についてチェックしています。

(議 長) 福島県からの1の(6)の質問に対しては、準備書に記載することとなっておりますので、これは書いていただけるということになるのですか。

(事務局) この審査会からの意見として答申され、知事意見に反映されればそのようになります。

(事務局) (2) 気象概要の把握にあたっては、現地で観測したデータを活用するとともに、近年の異常気象を考慮し、平年値及び期間の最大、最小値も示してもらいたい。

(阿部委員) 米沢市とかなり異なる気象環境ということで、せっかく、処理場での気象データがあるということなので、そちらのデータを記載していただきたいと思います。できれば、平年値と期間の最大値と最小値も示してもらおうとよいかと思います。

(議 長) 福島県からも同様の意見として、近年の異常気象を考慮し、過去の日最大量時間降雨量を把握したうえで予測・評価等を行うこととなっておりますが、これについてはいかがですが。

(ジークライト加原社長)

過去10数年間のデータは全てあります。当初、米沢市の測候所のデータを使っていましたが、融雪量が非常に多いということで、途中、水処理を120t/日から360t/日に直した経緯もあり、その時は檜原(会津地方山間部)のデータを使用し設計し直したところでした。近年の異常気象のため、局地的な降雨があったりすることから、できるだけ現場に近いデータを併せて使うようにしていますので、方法書についてもそのデータを使用します。

(事務局) (3) 地下水質への融雪剤の影響については、タイムラグを想定した上で予測、評価等を行うこと。

(ジークライト加原社長)

いままで、全く考えていませんでした。追加項目として検討します。

(事務局) (4) これまでの既設堰堤の地盤沈下データなど、増設箇所の堰堤の安定性について裏付けるデータを掲載すること。

(ジークライト加原社長)

予測していたより小さな変動で収まっています。堰堤を作るときにちょうど河川のわきであることから、当時の建設省からかなりきびしくチェックされたところでした。思ったほど動いていないようですが、計測は継続しています。残留沈下はまだ残っているようですが、盛土の作業中にほとんど沈下してしま

うので、ほぼ安定しています。特に、今のところ大きな動きはなく、また、土堰堤については、震災時でも動かなかったようです。逆に剛構造ですと亀裂ができる可能性があるのですが、土堰堤の場合は追隨して動くことで力が分散され安定することがあります。

(議 長) 前回見学させていただいた時は、測量を継続的にされているということでしたが、どのくらいまで継続して実施するのですか。

(ジークライト加原社長)

完全に埋立てが終了し、維持管理が継続されている限りは、やらざるを得ないと思っています。ただ、動きは非常に少なくなってくるので、測定の間隔は減ってくると思います。

(事務局) 堰堤の構造が規準に適合しているかどうかについても、こちらから意見等が出された場合は、併せて記載等をしていただくこととなります。

(ジークライト加原社長)

堰堤の構造計算書が出てくるわけですので、沈下、滑動、安全率等が示されることとなります。

(事務局) (5) 搬入道路の構造はトラック走行の規準を満たしているか。

(ジークライト加原社長)

たぶんなっていないと思います。もともとは簡易舗装ということで、路盤は30cmの表層5cmで通常の一般車両、もしくは工事車両が年に1回走る程度の構造だと思います。ただし、維持補修に関しては、今、県にもお願いしているのですが、予算も厳しいということで自社で道路改良等を進めています。

(エクス都市研究所 小日向主任研究員)

今、簡易な舗装という話がありましたが、一番簡易な舗装でも大型が一方1日120台という設計になっています。実際の台数もその程度ですので、簡易な舗装といっても、耐久性については問題ないかと思っています。

(早野委員) 結構、舗装がいつも通るところばかり掘られてる現状を相当見てきているので、質問させていただきましたが、今の回答で自社での保守管理の努力をされるということですので、そのようにお願いします。

(ジークライト加原社長)

県道の途中から分かれていく道路の先に宗川旅館というのがあり、観光客も来るので、クレーム等が来た場合は、即座に対応しております。一般道路は小さな車も走っており衝突の危険性もあるので、社員が直しに行ったり、そのつど点検をしながら補修等をしている状況で、これからも継続的に維持管理をしていく予定です。

(議 長) 事業の一環として、道路の補修が組み込まれていると理解してよろしいでしょうか。

(ジークライト加原社長)

県道については、県の許可がないと勝手に工事するわけには行かないので、置賜総合支庁と連携して綿密に打合せをして対応しています。林道につきましては、当社の維持管理で対応しています。舗装についてはジークライトが100%経費を出し管理しており、悪いところは計画的に補修も行っています。

それを文書に記載するというのであれば明らかにしてもかまいません。

(議 長) できれば、それはぜひお願いしたいと思います。

(事務局) (6) 評価項目によって、既存施設の影響と増設部分の影響の捉え方が違うので、評価項目ごとに評価、予測の考え方を整理すること。

(小田原委員) 既存データを使って予測、評価等をするのか、増設に係る部分だけで予測、評価等をするのかなど項目別に明確に記載してもらえればよいのですが、これはどのように確認できるのですか。

(事務局) 知事の意見として事業者を示されれば、修正方法書を作成しその中で対応を記載させていただきます。なお、修正方法書については、2月上旬頃まで作成してもらう予定です。

(事務局) (7) アスベストが搬入された場合の処理の方法について確認したい。

(ジークライト加原社長)

アスベストについては、決められた場所に決められた方法で処理しています。即日覆土となっているので、特に周辺には影響が出る要素がありません。搬入する時は袋に二重につめられて来ます。決してダンプから投げ下ろすのではなく、クレーンで吊るして下ろすわけですから、運送中にも作業中にも破裂し飛散することは考えにくいです。埋立て場所は、特定のアスベスト専用の場所としてエリア分けしており、埋立て後は即日覆土しているので、破裂して飛散する状況には無いと考えています。

(議 長) 法律に基づき、今話しがあったような方法で取り扱っていることをどこかに記載していただければと思います。

(ジークライト加原社長)

それでよろしければ、そのように記載します。

(議 長) こちらからの意見書では、作業者の安全も予測・評価されるべきではないかとの内容もあるので、その点も今の説明の中に含まれると思います。

(ジークライト加原社長)

作業中は、何を埋立てするのかにかかわらず必ず防塵マスクを着用しますので、そのような心配はないと考えております。そのような作業方法についても記載するよう指示があればそのようにします。

(事務局) (8) 覆土 50 cm が森林復元に十分な条件になっているかどうか、その根拠等について示すこと。

(ジークライト加原社長)

そこは検討していません。はたして、50 cm の覆土で根がついてもとの森林にもどるかどうかは、わかりません。現在、入り口にある鉾山の堆積所では、同じように 30~50 cm の覆土をしていますが、なかなか大きな木は生えにくい状況にあります。また、風も強く、現在、ハンノキなどがあまり大きくない状態で密集している状態であることから、スギなどの大きな木が生えるというイメージではなく、低木を主体として緑化をしていくという考えです。

(議 長) ハンノキは、その周辺の自然植生の中にあるタイプの木だと思うのですが、周辺の状態と同じような自然環境に誘導できるという根拠がすでにそこにあるので、そのことをどこかに記載してください。

(大山委員) ハンノキは、低滞水のあるところに自然に生えてくる木なので、たぶんヤマハンノキの類だと思います。植生遷移の初期段階に出てくるものです。地域の生物多様性をできるだけ攪乱しないよう配慮をお願いしたいと思います。

(議 長) ほかに、先ほど出た意見で、今指摘していない事項があればお願いします。

補足等もありませんか。

(阿部委員) 表土の真下はどういう状態になりますか。廃棄物があってシートがあるわけではなくて、そのまま廃棄物となるわけですか。

(ジークライト加原社長)

そうです。

(後藤委員) 方法書にはいろいろな動物名が書いてあるのですが、既存の施設を作るときに調査をされたと思うのですが、その時のデータはあるのでしょうか。そこからどういう風に変ったかというのがあれば、山形県や置賜にこういう動物が生息するというより、より具体的に分かりやすいと思うのですが。

(ジークライト加原社長)

以前はそういう規準がなかったので、調査はしていません。これから、増設にあたって動植物の調査を行うわけで、現在、対比ができない状態です。

(議 長) 事務局からのコメントはありますか。

(事務局) 今稼働している施設ができた時は、条例はまだ制定されていなかったもので、現在のような動植物の調査項目はなかったと思います。

(議 長) 今後は、野生動物等の調査は実施することとなっているのですか。

(ジークライト加原社長)

実施します。

(議 長) 今後は、追跡で数値の変化などが把握できるわけですか。

(ジークライト加原社長)

ただ、今の処分場を作ったことによって、ある種の動物がいなくなったかどうかという判断は難しいと思います。現状で判断するしかないかと思ひます。

(議 長) お忙しいところ出席いただきありがとうございます。確認したい事項についてはこれで質問が終了したので、事業者の方は退室してください。

(事業者、退室)

(議 長) いままで、米沢市、福島県から出された意見を含めて、概ね解決できているかと感じます。

この時点で、皆様からご意見等ありますでしょうか。

(意見等なし)

それでは、これから、今日の審査会での意見をまとめなくてはなりません。まとめ方についてはいくつかありますが、一つは、審査会の意見としてこの場でまとめる方法、それから、いくつかの項目について大枠でまとめたあとは会長に一任していただく方法、最後に、全て会長に任せていただく方法があります。やむをえない場合は、最後の方法で私に一任いただき、今日出た意見を参考に事務局等と相談してまとめていくこととなりますが、この点について皆様のご意見をお願いします。

(阿部委員) 一度、まとめた意見を委員の皆さんに送付していただいたらいかがでしょうか。

(議 長) ということは、私が一任を受けまとめるということでしょうか。

それでは、私と事務局で今日出た意見と事業者とのやりとりをまとめた上で皆さんに報告するというものでいかがでしょうか。

それでは、皆さんから出された意見、米沢市長及び福島県知事の意見を参考にしながら、事務局と相談してまとめさせていただきます。

それから、事務局に確認ですが、まとめた結果はいつ頃まで委員の皆さんにお返しできることとなりますでしょうか。

(事務局) 今週中とさせていただきます。

知事から事業者への意見提出期限が今月の21日となっているので、その日程を考慮すると今週中には皆様にお返ししなければなりません。

(議 長) それでは、今週中に皆様にお送りするというご了解ください。

ほかに、事務局から何かありますでしょうか。

(事務局) 今後の手続きとしましては、修正方法書を2月上旬くらいまでに、皆様にお送りいたします。なお、修正方法書については、再度皆様から集まっていたいただき審議いただくものではなく、次は、準備書が提出された段階で審議いただくこととなります。

(東委員) 修正方法書への意見は出せないということですか。

(事務局) もし、その段階で意見等があればいただきますが、修正方法書への反映はできませんので、準備書の作成、調査等に反映してもらうよう事業者をお願いします。

(阿部委員) 今日質問したことに対して、きちんと修正方法書で回答していないと思われるときは意見を言っていわけですね。

(議 長) 事業者の対応は、それなりには法律に則ってきちんとしているのですが、誠意があるかどうかという問題は一般の市民から見れば大事な問題です。審査会は住民を代表して質問をしていることとなりますから、住民の立場を考慮して誠意ある対応、回答をしてくださいということを審査会の意見として最後にでも記載することは可能ですか。

(事務局) わかりました。

(東委員) 修正方法書については冊子ではなく、修正された部分だけ(コピーで)いただくようお願いします。

(議 長) 後ろのほうは資料ですから、質問があったところに関してきちんと記載していただいたほうがいいと

思います。

(議 長) これで審議会での審議は終了となりますが、最後にこれだけはという発言があればお願いします。  
(質問・意見等はなし)

みなさん、御協力大変ありがとうございました。

(事務局) 野堀会長、ありがとうございました。

これで、「板谷最終処分場6・7ブロック増設計画環境影響評価方法書」に係る山形県環境影響評価審査会の意見についての審議を終了させていただきます。大変ありがとうございました。

それでは、傍聴者の皆様、本日の審議はこれで終了となります。(終了：午前11時46分)

(傍聴者、退席)

以上